

## 新たな時代の人づくり協働推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新たな時代の人づくり協働推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、民間の企業、団体等（以下「団体等」という。）が「山口県新たな時代の人づくり推進方針」（以下「推進方針」という。）に沿って、学校や市町、企業など他者と連携・協働して行う人づくりの新たな取組に対する支援を行うことにより、民間主体の人づくりの実践・定着を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 県は、次条に定める取組を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものに、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 県内に活動拠点を有する者であること。
- (2) 山口県新たな時代の人づくり推進ネットワークの会員であること（第7条に定める申請と同時に会員登録の申込みを行う場合を含む。）。
- (3) 組織の運営に関する会則等の定めがあること。
- (4) 審査過程で県から意見や提言等が付された場合は、付された意見等を十分踏まえて実施する意向があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が団体等の運営に関与していると認められるものでないこと。
- (6) 団体等の構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるものでないこと。

### (補助の対象となる取組)

第4条 補助の対象となる取組は、団体等が、山口県内において、自主的・主体的に取り組むものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 推進方針に掲げる6つの取組の視点のいずれかに該当する新たな取組（前年度に補助金を受けて取組を行い、当年度においても継続して取り組むもの（ただし、補助金の交付は2箇年を上限とする。）を含む。）であること。
- (2) 学校や企業、団体など他者と連携・協働して行う取組であること。
- (3) 将来的な自走を目指す取組であること。

- (4) 取組の経費が、規則第4条第1項の交付決定日以降に発生するものであること。
- (5) 取組の内容に宗教的、政治的又は商業的な宣伝意図があると認められるものでないこと。
- (6) 取組の内容が営利を目的とすると認められるものでないこと。

(補助限度額・補助率)

第5条 補助金の上限額、補助率は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助の上限額        50万円
  - (2) 補助率                10分の10
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、当該取組の実施にあたり広告料、参加料その他の収入があり、次条に定める補助対象経費の総額から当該収入の額を控除した額が50万円を下回る場合にあっては、その下回った額を補助の上限額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第4条に規定する取組（以下「補助事業」という。）を適切に実施するために必要な経費であって、別表の「補助対象区分表」に掲げるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する日とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書きの知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、

補助金の額を確定し、その旨を補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（別記第 4 号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 補助金は、第 10 条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 知事は、事業の遂行上必要があると認める場合には、補助金交付決定額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 9 日から施行する。

(別表)

補助対象経費区分表

①謝金	講師料、指導者や通訳者等への謝礼等
②旅費	事業実施に必要な交通実費及び宿泊費等 自家用車による移動は、30円/kmとして計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費/特別料金(グリーン車両乗車等)は対象外 ※宿泊費は11,800円以下(宿泊9,200円、夕食1,700円、朝食900円の範囲内が対象)
③消耗品費・ 原材料費	消耗物品・原材料の購入費(用紙、文具、封筒等の事務用品、CD、DVD等)、ソフトウェア・少額資産の購入費、コピー代等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、立看板・横断幕・パネル等制作、広告掲載料等 ※印刷を業者に発注する場合は、印刷費・広告宣伝費に計上 ※印刷を団体内部で行う場合のインクカートリッジ、用紙等の購入費は消耗品費に計上
⑤通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、資機材の運搬料
⑥使用料・ 賃借料	会場使用料や冷暖房・マイク等の備品を含む付帯設備使用料 機器等の借料(レンタル料)、著作権使用料、バス借上料、高速道路利用料等
⑦委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
⑧保険料・ 手数料	イベント保険料、振込手数料等
⑨その他の経費	知事が特に必要と認める経費
<p>※対象とならない経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・役員・常勤職員等に係る経費 人件費や謝金(会員の労務や技術に対して支払われるものを含む。)、会議費</li><li>・飲食費(懇親会、接待、パーティーなど経費を含む。)</li><li>・講師等への土産代や花束代</li><li>・特定の個人・団体に対する給付経費(参加者個人に対する旅費・宿泊費・体験料や他団体への助成金、補助金、寄付金、義援金など)</li><li>・団体運営費(家賃、光熱水費、電話料など通常の団体運営経費)</li><li>・土地、建物、設備その他の固定資産(ソフトウェア及び少額減価償却資産を除く。)の取得、整備又は除却に要する経費</li><li>・公租公課</li><li>・その他補助事業の実施に係る直接経費と認められない経費</li></ul>	